

## 仙 北市景観計画の届出 制度が始まります

これまでは、一定規模以上の建築物や工作物などの行為については、秋田県の景観を守る条例に基づき届出の手続きが必要でしたが、平成28年1月1日からは、仙北市の地域性を活かした独自の景観計画、景観条例により、届出を行ってもらうこととなります。

対象区域は仙北市全域とし、周辺景観に与える影響の大きい一定規模以上の建築物や工作物などの行為について、届出の手続きが必要となります。

仙北市らしい、良好な景観づくりに市民、事業者行政が協働して取り組み、景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

なお、景観計画については、市ホームページをご覧ください。また、都市整備課にお問い合わせください。

● 問合せ／都市整備課(西木庁舎) ☎(43)2295

## 平成28年度未来農業のフロンティア 育成研修生募集中(追加)

県内の試験場等で行う農業研修で、作物、野菜、花き、果樹、肉用牛、酪農等の研修コースがあります。詳細については、左記までお問い合わせください。

● 申込締切／1月15日(金)

● 問合せ／農山村活性化課(西木庁舎) ☎(43)2206  
※ 募集要項等は「こちら」をご覧ください。  
<http://www.pref.akita.lg.jp/atkiaku/>

## 土 砂災害防止法に基づく調査結果に 関する説明会

県では「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害が発生するおそれのある区域の現地調査(地形・地質等)を進めています。今後はこの調査結果をもとに、土砂災害から住民の皆

さまの生命を守るため、これらの区域について「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」に指定する予定です。

今年度は次の地区を対象に調査を行っており、この調査結果の説明会を上記の日時に開催します。対象地区の皆さまは、ご多忙のところ恐れ入りますが、ご出席くださるようお願いいたします。なお、今後、調査結果を踏まえ、市では土砂災害ハザードマップを作成して、対象地区の皆さまに配付する予定です。

- 説明内容
  - ① 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域について
  - ② 上記区域で行われる施策と制限される行為について
  - ③ 警戒避難体制の整備について
- 問合せ

### 「土砂災害防止法、区域指定、対象範囲に関すること」

秋田県仙北地域振興局建設部企画調査課企画調査第一班  
☎0187(63)3112  
【会場、土砂災害ハザードマップに関すること】  
総合防災課(田沢湖庁舎)  
☎(43)1115

## 償 却資産の申告書の 提出について

平成28年度の償却資産の申告時期になりました。平成28年1月1日現在所有の償却資産について、申告書の提出をお願いします。

平成27年中に申告された方には、申告書を12月下旬に発送していますが、新規に事業を開始された方などお手元に届かない場合は、ご連絡ください。

※ 市県民税申告相談のときに減価償却費の申告をしているという方でも、固定資産税の償却資産の申告とは別になりますので注意してください。

- 申告していただく方／平成28年1月1日現在、仙北市内で工場や商店、農業などを営んでいる方、駐車場やアパートを貸し付けている方で、法人や個人を問わず「償却資産」を所有されている方
- 提出期限／2月1日(回)
- 提出先／税務課、角館・西木地域センター、各出張所

● 償却資産とは／法人や個人が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品などの固定資産を「償却資産」といい、土地・家屋と同じく固定資産税の対象となります。これには農業用機械(軽自動車税が課税されているものは除く)も含まれます。

● 個人・法人番号の記入について  
償却資産申告書にマイナンバーの記載欄が新設されました。個人の方は12桁の個人番号、法人は13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載いただくようお願いいたします。

● 問合せ／税務課固定資産税係  
(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

## 申 請により後期高齢者医療制度に 加入することができます

65歳から74歳までの方で、一定の障がいをお持ちの方へ  
後期高齢者医療制度に加入した場合は、原則として1割(所得の多い方は3割)の窓口負担で医療サービスを受けることができます(加入することで従来より窓口負担が軽くなる場合があります)。

後期高齢者医療制度では、全ての被保険者の方から所得に応じた保険料をお支払いいただきます(加入することで従来より保険料負担が低くなる場合と高くなる場合があります)。

- 申請に必要なもの
  - ◎ 加入前の被保険者証等
  - ◎ 印鑑
  - ◎ 障がいの程度が分かるもの  
(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうちいずれか1つ)

※ 障害認定後後期高齢者医療制度に加入する場合、加入月から後期高齢者医療制度の保険料をご負担いただきます。

※ 月の途中で認定を受ける場合、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度とでそれぞれ高額療養費の自己負担限度額が適用されることから、その月の病院等で支払った自己負担額が最大2倍となることがあります。

● 問合せ／市民生活課国保年金係  
(角館庁舎) ☎(43)3316

## あなたの技や知恵を市の財産に 「せんぼくふるさとマイスター」 大募集

身近な技や知恵が失われつつある今、仙北市では卓越した技術や技能をもつ市民を「せんぼくふるさとマイスター」に認定し、その技術の継承や後継者の育成を図るための活動を支援します。

自薦、他薦を問わず、たくさんの方(マイスター)の応募をお待ちしています。

● 応募要件
 

- ① 仙北市に1年以上住んでいる方
- ② 技や知識が一般に比べ優れていること
- ③ 技の継承に意欲があり、継続的に活動できる方

● 応募方法／自薦・他薦に関係なく、所定の推薦書により応募してください。推薦書は、持参、ファックス、郵送、電子メールで商工課へ随時提出してください。

※ 推薦書は、市役所のほか、市ホームページに準備しています。

● 調査・選考／推薦書の提出を受け、調査・選考を行います。

● 認定／調査・選考後、認定者を発表します(毎年10人認定予定)。

認定者には賞賜金1万円と認定証を授与するほか、広報・ホームページで広くPRします。

● 継承活動の支援／マイスターが行う継承活動等へ報奨金を支払います。

● 応募・問合せ先／仙北市観光商工部商工課  
せんぼくふるさとマイスター担当  
〒014-0318 仙北市角館町中町36 中町庁舎  
☎(43)3351 FAX(54)4102  
E-mail [shoko@city.semboku.akita.jp](mailto:shoko@city.semboku.akita.jp)

### ● 後期高齢者医療制度に加入することができる障がいの程度

判定基準となる手帳	障がいの程度
身体障害者手帳	1級、2級、3級、4級の一部(音声機能・言語機能、そしゃく機能の4級の障がいまたは下肢障害4級の1号・3号・4号)
療育手帳	重度(A)
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級

### ● 医療費の窓口負担

後期高齢者医療制度以外の医療保険制度		後期高齢者医療制度
65歳～69歳までの方	70歳～74歳までの方	1割 (所得の多い方は3割)
3割	2割 (昭和19年4月1日生まれまでの方は1割) (所得の多い方は3割)	

## 市 営住宅 入居者募集

- 募集期間 / 1月4日(月)～18日(月)
- 募集住宅 /
- 【**とくらぎの里 D・4・2 (築18年)**】
  - ◎ 住所 / 角館町雲然荒屋敷409
  - ◎ 規格 / 3戸長屋3LDK
  - ◎ 階数 / 2階建
  - ◎ 月額家賃 / 2万2700円から
  - (所得額による)
  - ◎ 月額駐車料金 / 1区画2050円
- 【**とくらぎの里 D・4・2 (築18年)**】
  - ◎ 住所 / 角館町雲然荒屋敷409
  - ◎ 規格 / 3戸長屋3LDK
  - ◎ 階数 / 2階建
  - ◎ 月額家賃 / 2万2700円から
  - (所得額による)
  - ◎ 月額駐車料金 / 1区画2050円
- 【**菅沢住宅 3・39 (築36年)**】
  - ◎ 住所 / 角館町菅沢42・61
  - ◎ 規格 / 3DK
  - ◎ 階数 / 3階建2階
  - ◎ 月額家賃 / 1万5600円から
  - (所得額による)
  - ◎ 月額駐車料金 / 駐車場なし
- 【**菅沢住宅 4・49 (築36年)**】
  - ◎ 住所 / 角館町菅沢42・61
  - ◎ 規格 / 2LDK
  - ◎ 階数 / 3階建1階
  - ◎ 月額家賃 / 1万5600円から
  - (所得額による)
  - ◎ 月額駐車料金 / 駐車場なし

- 【**菅沢住宅 6・78 (築35年)**】
  - ◎ 住所 / 角館町菅沢46・1
  - ◎ 規格 / 3DK
  - ◎ 階数 / 3階建3階
  - ◎ 月額家賃 / 1万6300円から
  - (所得額による)
  - ◎ 月額駐車料金 / 駐車場なし
- ◎ 月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります(抽選日から10日以内)。
- ※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式(F F式等)または電気ストーブを使用。
- ※申込は1世帯1戸限りです。
- 入居資格 / 次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること
- ① 現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者を含む)
- ② 入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかでない者
- ④ 市税を滞納していない者
- ⑤ 暴力団員でないこと
- ※単身入居の場合は、条件がありますのでお問い合わせください(昭和31年4月1日以前に生まれた方は申込可能等)。
- ※市外在住の方でも入居可能です。
- 申込方法 / 申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください(当日必着)。
- 【個人番号(マイナンバー)を利用

- (記入)した場合は別添え必要書類の添付は必要ありません(仙北市民のみ)。
- ※市外在住の方は添付書類の提出が必要になります。
- 提出先 / 申込書設置場所 / 都市整備課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター
- 添付書類 /
- ① 入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの
- 各1通(学生は除く)
- ② 入居希望者全員の平成27年度市県民税課税証明書 各1通(所得・控除・年税額の記載のあるもの)
- ③ 入居希望者の世帯の住民票謄本1通(省略事項のないもの・婚姻予定者等は各1通)
- ④ 生活保護受給者は、生活保護受給証明書 1通
- ⑤ 単身入居者は、戸籍謄本 1通(単身であることが確認できるもの)
- ⑥ その他特別な事由の書類
- ※いずれも市役所窓口で発行しています(手数料が掛かります)。
- 選考方法 / 応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選(申込によるくじ引き)を行います。
- ◎ 抽選日時 / 1月25日(日) 14時
- ◎ 抽選場所 / 西木総合開発センター2階 農林研修室(西木庁舎隣)
- 入居時期 / 2月1日(月)～
- 問合せ / 都市整備課住宅公園係(西木庁舎) ☎(43)2295

## 「日」 常の移動と地域の道路交通に関する調査「実施中」

現在、仙北地域公共交通会議(事務局・仙北市企画政策課)で、将来の仙北市を見据えた地域公共交通の基本計画である「仙北地域公共交通網形成計画」の策定に取り組んでいます。公共交通について皆さまの利用実態やご意見を当計画の策定にあたり参考とさせていただきます。標記の件で15歳以上の1500人を無作為に抽出し、年末に調査票を送りました。また、実際の公共交通利用者の方々にも運行事業者を通じて、車内等で調査票を配布しています。調査対象者の方々には趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

- 調査回答期限 / 1月8日(金)消印有効
- 問合せ / 企画政策課(仙北地域公共交通会議事務局・田沢湖庁舎) ☎(43)1112



## 給与を支払った方は 給与支払報告書の提出が必要です

平成27年中に給与・賃金等(専従者給与やパート、アルバイト代も含みます)を支払った方は、平成28年1月1日現在で仙北市に住んでいるすべての受給者の給与支払報告書を提出していただく義務があります(地方税法第317条の6第1項)。また、支払金額が30万円以下の退職者についても、公平・適正課税の観点から提出にご協力ください(地方税法第317条の6第3項)。

給与支払報告書は、給与所得者にとって市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、正しく記入のうえ、必ず期限までに提出をお願いします。

なお、給与支払報告書を提出しなかった者については、罰則が設けられていますのでご注意ください(地方税法第317条の7)。

※平成28年度給与支払報告書を提出した受給者の中で、平成28年4月1日現在で給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、4月15日までに給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書を提出いただく必要があります(地方税法第317条の6第2項)。

平成27年中に給与・賃金等を支払った方(個人・法人を問いません)。支払金額30万円以下の退職者についても、公平・適正課税の観点から提出にご協力ください。

● 提出期限 / 2月1日(日)

● 早期提出にご協力ください。

● 提出先 / 平成28年1月1日現在で給与受給者が実際に居住する住所地の市町村税務課へ。仙北市への提出先は、総務部税務課市民税係となります。

◎ 総括表 1枚

◎ 個人別明細書 1人につき2組

※個人別明細書は、最寄りの市役所・出張所に備え付けていますのでご利用ください。

● 提出方法 / 平成27年度当初賦課時に送付している特別徴収のしおり(最終ページ)に掲載している給与支払報告書(総括表)を特別徴収者と普通徴収者とをそれぞれ仕切り紙を使用し明確に区分してご提出ください。普通徴収者の報告については理由を付する事項が設けられています。

※総括表は市ホームページからダウンロードすることもできます。

● 提出・問合せ先 / 税務課市民税係(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

## 生活を豊かにする 眠り

### 十分な眠りのための3要素

- ★ 睡眠時間の長さ  
必要な睡眠時間には個人差があるものの、成人は7～8時間、高齢者は6～7時間が目安。
- ★ 睡眠をとるタイミング  
夜更かし+朝寝坊や不規則な生活を続けていると心身の不調が起きやすくなります。自分なりに規則正しく、日付が変わる前には就寝することが望ましいといえます。
- ★ 睡眠の質  
夜中に何度も目が覚めたり、朝起きたときに疲労感がある方は睡眠の質が低下している可能性があります。

十分に眠れていない、なかなか寝つけられないなど眠りに関するお悩みはありませんか? 5人に1人が不眠や睡眠不足といわれ、日中の活動や充実度などに大きく影響します。毎日を元気に過ごすために普段の眠りを見直しましょう。



## 健康のポイント

### 睡眠の大切な役割

- 心と体をリフレッシュ  
しっかり眠ることで疲労物質が取り除かれストレスも軽減・解消されます。
- ホルモンを分泌して体をつくる  
睡眠中は成長ホルモンが多く分泌される貴重な時間です。子どもの成長だけでなく、古くなった皮フやケガの回復促進、若さの維持にも役立ちます。
- 食べ過ぎを抑えて肥満予防  
睡眠不足はホルモンの影響により食事量や回数が増え肥満につながります。
- 生活習慣病のリスクを下げる  
不眠や睡眠不足の人は、高血圧、糖尿病、脂質異常症などのリスクが高くなるといわれています。

不眠や睡眠不足は病気が原因の場合もあります。つらさが続く方は専門機関へ相談しましょう!